令和４年度１月入札契約制度の改正について

令和４年１２月１４日

１　建設業の許可及び技術者の配置基準の見直し

建設業法施行令の改正に伴い，建設工事の適正な施工が確保されるよう,技術者の効率的な配置を図るため,入札参加資格要件における建設業の許可及び技術者の配置基準を見直します。

なお，令和５年１月１日以降に公告する入札を対象とします。

(1)　対象工事の許容価格が９，０００万円（現行：８，０００万円）以上の場合は，特定建設業の許可を受けており，監理技術者を専任で配置することとします。

(2)　対象工事の許容価格が９，０００万円（現行：８,０００万円）未満の下水道管埋設工事のうち推進工事部分が，４，５００万円（現行：４,０００万円）以上の場合は，特定建設業の許可を受けており，監理技術者を専任で配置することとします。

(3)　対象工事の許容価格が４,０００万円以上９，０００万円未満(現行：３，５００万円以上８,０００万円未満)，建築一式工事の場合は，８，０００万円以上９，０００万円未満（現行：７,０００万円以上８，０００万円未満）は,主任技術者を専任で配置することとします。

(4)　対象工事の許容価格が４，０００万円（現行：３,５００万円）未満,建築一式工事の場合は，８，０００万円（現行：７,０００万円）未満は,主任技術者の配置において兼任できることとします。ただし,１人の主任技術者が兼任できる工事の件数は,３件までに限るものとします。

２　現場代理人の兼務を認める工事の請負金額の見直し

本市の入札参加資格要件における技術者の配置基準の見直しに伴い，本市発注工事における現場代理人の兼務を認める対象工事の請負金額を４,０００万円(現行：３，５００万円）未満，建築一式工事の場合は，８，０００万円（現行：７，０００万円）未満に見直します。

なお，令和５年１月１日以降に公告する入札を対象とします。

岡山市財政局財務部契約課

TEL(086)803-1195　FAX(086)803-1736

E-mail:keiyaku@city.okayama.lg.jp